

意見書案第 3 号

平成 2 8 年 7 月 2 日 提出

提出者 松山市議会議員 清 水 宣 郎
岡 雄 也
吉 富 健 一
大 塚 啓 史
松 本 博 和
角 田 敏 郎
渡 部 克 彦
若 江 進
猪 野 由紀久
丹生谷 利 和
森 岡 功
宇 野 浩

平成 28 年 7 月 2 日 原案可決

骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書について

骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

記

骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成 2 7 年の国内患者登録者は約 2, 3 0 0 人であり、そのうちドナー移植の条件となる H L A 適合（患者とドナーの白血球抗原の型が一致）する患者は 2, 2 0 0 人で登録患者の 9 割を超えているものの、実際に移植に至るのは登録患者

の6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、骨髄等の提供にかかる通院・入院等のための休暇等については、ドナーの勤務先事業所の判断に任されていることなども要因となっている。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている。

しかし、ドナーが検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、国に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く求める。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣